

# 和歌山県ダム洪水調節機能協議会の設立について

令和3年11月 和歌山県県土整備部河川・下水道局 河川課

# ● 法律改正について

## ● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

<予算関連法律>

【公布:R3.5.10 / 施行: R3.7.15又は公布の日から6ヶ月以内で政令で定める日】

### 背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
  - 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「**流域治水関連法**」を整備する必要

### 法律の概要

#### 1. 流域治水の計画・体制の強化

【特定都市河川法】

- ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大
  - ー 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
  - ー 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
  - ー 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

#### 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進(予算)**
  - ー **利水ダム等の事前放流に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設**
  - ー 下水道で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
  - ー 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ 流域における雨水貯留対策の強化
  - ー **貯留機能保全区域を創設**し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
  - ー 都市部の**緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
  - ー **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

#### 3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫
  - ー **浸水被害防止区域を創設**し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
  - ー **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進 (※予算関連)
  - ー **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化 (※予算関連)

#### 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- ー 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- ー 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- ー 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

流域治水のイメージ

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現 (KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川(2020年度) ⇒ 約17,000河川(2025年度)

# ● ダム洪水調節機能協議会について

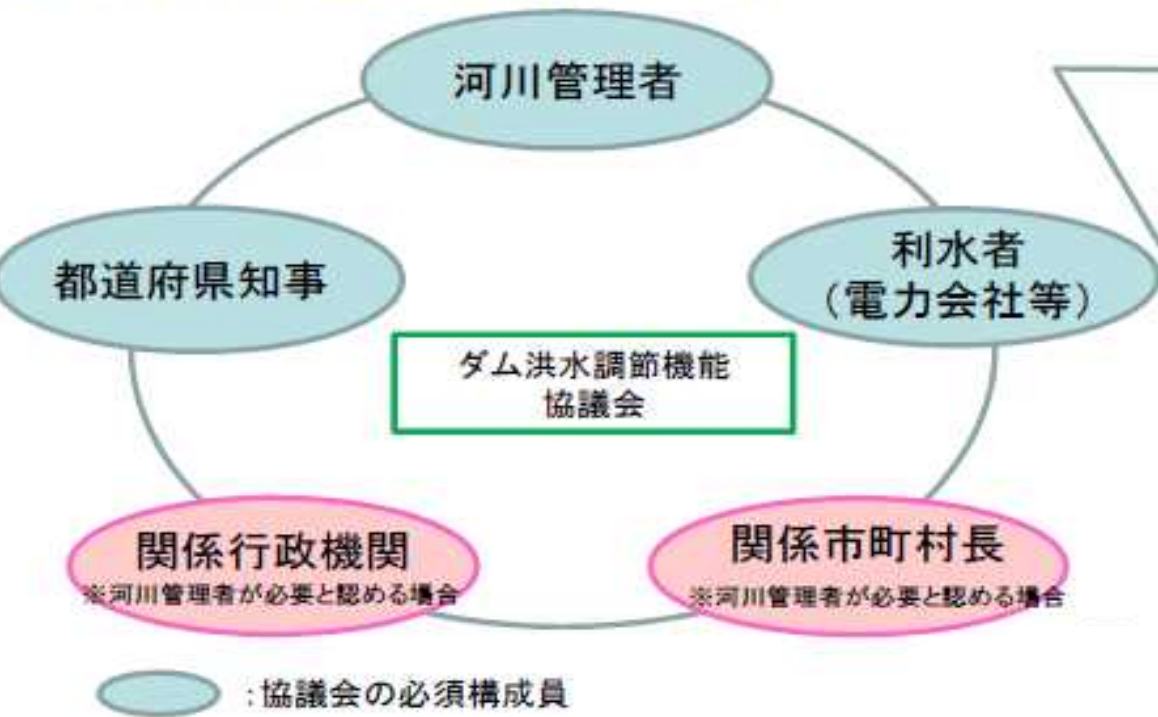
## 利水ダム等の事前放流に係る協議会制度の創設

- ダムによる洪水調節は従来より有効な治水対策であるが、近年の水害の激甚化・頻発化により、治水ダムに加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められている。
- 電力会社等の事業者が設置・管理する利水ダム等で実施されている事前放流の取組を継続的なものとするため、関係者による協議の場について、法的枠組が必要。



**【改正概要】**  
河川管理者、利水者（電力会社等）、流域自治体等で構成される「ダム洪水調節機能協議会」制度を創設

### 【ダム洪水調節機能協議会のイメージ】



#### (協議会設置)

- 一級河川: 設置必須
- 二級河川: 設置任意

#### (構成員)

- ・河川管理者
- ・利水者（電力会社等）
- ・関係都道府県知事
- ・関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者

#### (協議事項の例)

- ・河川管理者と利水者等による治水協定の締結・見直し
- ・ソフト・ハード一体となった利水ダム等の洪水調節機能強化に向けた取組の工程表の作成・見直し

**構成員は協議に応じなければならない**

**構成員は協議結果を尊重**

# ● 和歌山県ダム洪水調節機能協議会について

<設立根拠> 河川法第51条の3第1項に基づき河川管理者である知事が組織

<対象河川> 以下のダムを持つ二級水系について、一括で協議会を設立

- ・有田川（二川ダム）
- ・広川（広川ダム）
- ・日高川（椿山ダム）
- ・切目川（切目川ダム）
- ・南部川（島ノ瀬ダム）
- ・日置川（殿山ダム）
- ・古座川（七川ダム）

<法律上の構成員> 河川法第51条の3第2項

- ①河川管理者（知事）
- ②利水ダム等に係る水利使用許可を受けた者  
（河川法第23条、第26条第1項）
- ③その他の河川管理者が必要と認める者



<委任を受ける構成員>

- ①和歌山県 県土整備部長
- ②印南町 生活環境課長
- ②有田川町 環境衛生課長
- ②関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 田辺水力センター所長
- ②近畿農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官
- ③南紀用水土地改良区 事務局長
- ③近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所長